

8.2 土壌

8.2.1 調査事項

調査事項は、表 8.2-1 に示すとおりである。

表 8.2-1 調査事項

| 区 分 | 調査事項 |
|---------------|---|
| 予測した事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染物質(濃度、状況等)の変化の程度 ・ 地下水及び大気への影響の可能性の有無 |
| 予測条件の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 掘削工事の実施状況 |
| ミティゲーションの実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続き、調査を実施した。 ・ 土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌の存在が確認されたため、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき、適切な土壌汚染対策を実施した。 ・ 今後、工事中に汚染土壌が新たに確認された場合は、速やかに土壌汚染対策を実施する。なお、土壌汚染対策を実施した場合には、その内容をフォローアップ報告書において明らかにする。 |

8.2.2 調査地域

調査地域は、計画地とした。

8.2.3 調査手法

調査手法は、表 8.2-2 に示すとおりである。

表 8.2-2 調査手法

| | | |
|------|--|--------------------------------|
| 調査事項 | 土壌汚染物質(濃度、状況等)の変化の程度 地下水及び大気への影響の可能性の有無 | |
| 調査時点 | 掘削工事を行う時点とした。 | |
| 調査期間 | 予測した事項 | 掘削工事中(2016年12月～2018年9月)の適宜とした。 |
| | 予測条件の状況 | 掘削工事中(2016年12月～2018年9月)の適宜とした。 |
| | ミティゲーションの実施状況 | 掘削工事中(2016年12月～2018年9月)の適宜とした。 |
| 調査地点 | 予測した事項 | 計画地とした。 |
| | 予測条件の状況 | 計画地とした。 |
| | ミティゲーションの実施状況 | 計画地とした。 |
| 調査手法 | 予測した事項 | 関連資料の整理による方法とした。 |
| | 予測条件の状況 | 現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。 |
| | ミティゲーションの実施状況 | 現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。 |

8.2.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) 予測した事項

ア. 土壌汚染物質(濃度、状況等)の変化の程度並びに地下水及び大気への影響の可能性の有無
計画地は、土地の改変に先立ち、土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続き、調査が行われた。計画地の一部区域は、「形質変更時要届出区域」に指定されたが、工事に先立ち、汚染の除去を実施済みであり、指定は解除されている。また、工事中に新たな汚染土壌は確認されなかった。

2) 予測条件の状況

ア. 掘削工事の実施状況

掘削工事の状況は、「4.2.5 施工計画」(p.25 参照)に示したとおりである。

3) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表8.2-3に示すとおりである。

なお、土壌に関する苦情は工事終了までになかった。

表 8.2-3 ミティゲーションの実施状況

| ミティゲーション | 実施状況 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続き、調査を実施した。 | <p>計画地の一部は「形質変更時要届出区域」に指定されたが、汚染の除去を実施済みであり、指定は解除されている。(指定解除の最終は、2015年9月24日)</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌の存在が確認されたため、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき、適切な土壌汚染対策を実施した。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 今後、工事中に汚染土壌が新たに確認された場合は、速やかに土壌汚染対策を実施する。なお、土壌汚染対策を実施した場合には、その内容をフォローアップ報告書において明らかにする。 | <p>工事中に新たな汚染土壌は確認されなかった。</p> |

(2) 予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討

1) 予測した事項

ア. 土壌汚染物質(濃度、状況等)の変化の程度並びに地下水及び大気への影響の可能性の有無
計画地は、土地の改変に先立ち、土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続き、調査が行われた。計画地の一部区域は、「形質変更時要届出区域」に指定されたが、工事に先立ち、汚染の除去を実施済みであり、指定は解除されている。また、工事中に新たな汚染土壌は確認されなかった。

以上のことから、予測結果に対しフォローアップ調査結果は概ね一致していると考えられる。